

【財務部】

No.	用語	解説
*1	減債基金	将来の府債の償還に充てる財源を計画的に積み立てるための基金。平成 13 年度から 19 年度の間、各年度の財源不足を埋めるために基金から計 5,202 億円の借入れを行っていた影響で、1907 億円の積立不足（29 年度当初予算編成後）となっている。
*2	財政調整基金	年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するため、資金を積み立てるための基金。財政運営基本条例に基づいて、平成 36 年度末時点の積立目標額を 1,450 億円と定めている。
*3	府が自ら徴収する税目	府税から、府が自ら徴収しない個人府民税（均等割・所得割）及び地方消費税を除いた税目をいう。 （主な税目：法人府民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税 など）
*4	徴収率	全国比較の指標として、府税収入額を府税調定額（課税額）で除した割合をいう。
*5	運用ポートフォリオ	安全かつ安定的な資金の運用を図るための運用年限と運用対象（※）の組み合わせ。 ※元本が保証されている預金及び元本の償還が確実な債券（国債、地方債、政府保証債等）を運用対象としている。